

○実践女子学園自己点検・評価委員会規程

(平成5年11月24日制定)

改正 平成8年5月1日 平成23年7月27日
平成26年4月1日改正 平成28年3月23日改正

(趣旨)

第1条 学校法人実践女子学園は、建学の精神に基づき、学校教育機関として、教育研究の充実を図り、社会的使命を果たしていくために自己点検・評価を行うことを目的として、実践女子学園自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常務理事
- (4) 学長
- (5) 学部長及び短期大学部長
- (6) 校長
- (7) 副校長
- (8) 総務部長
- (9) 財務部長
- (10) 教学事務局長
- (11) 学務部長
- (12) 中学校高等学校事務部長
- (13) 理事長が委嘱する者 若干名

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

委員長は理事長とし、副委員長は副理事長とする。

3 委員長は、会議を招集してその議長となる。

副委員長は、委員長の業務を補佐し、委員長に事故あるときはその業務を代行する。

(委員の任期)

第3条 前条第1項第13号委員の任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

(審議事項)

第4条 委員会は、自己点検・評価を実施するために、次の各号について基本構想を策定する。

- (1) 建学の精神等基本理念の確認
- (2) 点検・評価の視点・分野・項目等の体系の設定
- (3) 重点分野の設定
- (4) 結果の取り扱い
- (5) その他必要と認めた場合

(任務)

第5条 委員会は、策定した基本構想に基づき、実施要項を作成し、全学に実施の指示を行う。

(部門別委員会)

第6条 委員会は、本規程に基づく自己点検・評価を実施するために、部門別委員会を設ける。

2 各部門別委員会は、実施した点検・評価の結果の報告書を委員会に提出する。

(細則)

第7条 この規程の実施に当たって、運営細則を別に定めることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、企画広報部がこれを行う。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、平成5年11月24日から施行する。

附 則(平成8年5月1日)

この改正規程は、平成8年5月1日から施行する。

附 則(平成23年7月27日)

この改正規程は、平成23年7月27日から施行し、第3条の任期は平成23年度より適用する。

附 則(平成26年4月1日改正)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月23日改正)

この改正要領は、平成28年4月1日から施行する。